

原子力委員会 政策評価部会 第24回 「放射性廃棄物の処理・処分」(第5回)
議事録(案)

1. 日 時 2008年6月5日(木) 10:01~12:18

2. 場 所 虎の門三井ビル2階 原子力安全委員会第1、2会議室

3. 出 席 者

近藤部会長、井川委員、石樽委員、出光委員、伊藤委員、岸野委員、
古川委員、田中委員、長崎委員、広瀬委員、堀井委員、松田委員、山口委員、
山名委員、和気委員、
梶田内閣府原子力安全委員会規制調査課長、
渡邊経済産業省資源エネルギー庁放射性廃棄物等対策室長、
松尾経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課長、
藤原電気事業連合会原子力部部長、
三代独立行政法人日本原子力研究開発機構理事、
山路原子力発電環境整備機構理事長、
黒木参事官、牧野企画官、千葉参事官補佐、立松上席政策調査員

4. 議 題

1. これまでの議論を踏まえた追加説明
2. 「放射性廃棄物の処理・処分」に関する報告書(案)について
3. その他

5. 配布資料

- 資料第1-1号 資源エネルギー庁における「放射性廃棄物の処理・処分」への取組につ
いて
- 資料第1-2号 高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の安全規制について
- 資料第2号 原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の
基本的考え方の評価について(案)

(近藤部会長) おはようございます。定刻になりましたので、原子力委員会政策評価部会の第24回、放射性廃棄物の処理・処分に関するものとしては第5回目になりますが、これを開催させていただきます。

本日の議題は、一つ目はこれまでの議論を踏まえた追加説明を伺うこと、二つ目は報告書(案)について御審議いただくこと、三つ目はその他となっております。

お手元の配布資料でございますが、議事次第、座席表、出席予定者、資料1-1号、1-2号及び資料2号となっております。

それでは、最初の議題です。これは、我々の評価の結果として、付加価値のあることとして何を言うべきかについてポジションを決めるよすがにしたいと考えて、経産省や保安院に対して、もう一度今後の取組について、こんなことが既に決まっております、こんなアクションが採られているということを含めて追加的に御説明いただくことにしたところです。よろしくをお願いします。

(渡邊室長) おはようございます。それでは、資源エネルギー庁から追加説明をさせていただきますと思います。お手元に資料1-1号をお配りしてございます。これは政策評価部会(放射性廃棄物の処理・処分)の第1回で御説明させていただいた資料と基本的に同じでございますが、若干アップデートした部分がございますので、改めて配布させていただきました。

取組方針については、第1回場で御説明させていただいたとおりではありますが、今回は追加説明ということで、その後、取組が進んだ部分がございますし、この場でいろいろ御指摘も出ましたので、その辺を踏まえて補足をさせていただこうかと思っております。

簡単に私どもの取組の流れを改めて触れさせていただきますと、平成17年に「原子力政策大綱」が出まして、それを受けて原子力立国計画を私ども審議会で作っていただきまして、そういったことを踏まえて取組を行ってきたわけでございます。しかしながら、昨年の東洋町での経緯あるいは教訓を踏まえて、またそういった経緯からそれまでの取組は不十分ではないかという指摘がありまして、お配りした資料8ページにもありますけれども、昨年11月に総合資源エネルギー調査会の放射性廃棄物小委員会でこちらにある強化策を取りまとめていただいたところでございます。柱としては、そこにありますように、国民全般への広報、地域広報の強化ですとか、国が前面に立った取組として文献調査の申し入れを追加する、地域振興構想を提示する、安全・信頼性向上のための研究開発、国際的連携、国、NUMO及び電気事業者による体制、機能の強化が提言されたということでございます。これを踏まえ

まして9ページにございますように年明け以降、取組を進め始めたということで、広報につきましては全国の都道府県説明会をスタートさせまして、昨年度10カ所行いました。それから、NPOと連携したワークショップについて昨年度5カ所行いました。それから、地域振興構想研究会を先月立ち上げまして、地域振興構想の提示に向けた検討をスタートさせました。それから、国民理解に向けて体感設備の整備に向けた予算の手当て等を行う等の取組を始めたところでございます。以上が流れということでございます。

続きまして、幾つかこれまでに出了御指摘について若干補足させていただきたいと思えます。やはり一番多かったのは相互理解活動、広聴広報の活動についてのところだったと思えます。まずこの点でございますが、国民一人一人が自分たちの問題として考えることができるようになるべきだとか、廃棄物は電気を使っている国民が出しているとの意識を持てるようにこの活動を進めるべきだとか、放射性廃棄物の問題は独立してではなくて原子力エネルギーの全体像を示しながら理解活動を行うべきだとか、こういった理解活動の狙いと具体的に説明する中身についての御指摘がございました。こういったところについては10ページ、11ページに具体的な広報活動の実績について御紹介しているものもございまして、今年度もこういった活動を続けて参ろうと思っておりますので、こういった場を始めとして説明内容、会の進行の仕方等で工夫していきたいと思っております。併せて、情報発信が一方通行にならないように双方向の対話の機会を増やすべきとの指摘もございましたので、こういった説明会、ワークショップの場でQ&Aセッションやディスカッションの機会を工夫して、少しでも相互理解が深まるように努めていきたいと思っております。

次に、放射性廃棄物についてどこに情報があるのか分かりにくいといった御指摘もあったかと思えます。12ページに載せておりますけれども、資源エネルギー庁のホームページでこういった放射性廃棄物の関連情報を紹介させていただいております。今後、引き続きこういった声を踏まえまして、迅速な更新、コンテンツの充実を図って参りたいと思っております。

情報発信に信頼性、中立性を保つべきだという御指摘もあったかと思えます。この辺りについては私ども、NUMO及び電気事業者だけからの情報発信にとどまらず、やはり中立的な学識経験者の方々、あるいはNPOの方々、消費者代表の方々等の協力やアドバイスを頂きながら理解活動を工夫していきたいと思っております。

それから、こういった活動についての評価についても御指摘があったかと思えます。第三者評価を通じてPDCAサイクルを回していくべきだということを始めとして、御指摘は幾

つかあったと思います。この点については、言葉は悪いですがけれども、審議会で言いっ放し、それから、それを受けてやりっ放しとか、そこでとどめてはいけないと私どもは認識しております。この強化策については、総合資源エネルギー調査会の放射性廃棄物小委員会で取りまとめてもらったわけですので、こういった強化策も含めた取組状況については、まずは放射性廃棄物小委員会でフォローアップをしていただくようにしていきたいと思っております。

地域振興についての御指摘ですがけれども、候補地の地域振興の可能性を具体的に明示していくために、魅力ある地域振興プランを複数用意すべきだといったような指摘があったかと思っております。こちらにつきまして、先ほどもお話ししましたとおり、先月、地域振興構想研究会を立ち上げました。ここの作業の中で、そういった視点でいいアウトプットが出せるように作業を進めていきたいと考えております。

次に研究開発でございます。まず、研究開発に関して、関係者間での連携、協力をしっかりやっていくべきだという御指摘があったかと思っております。こちらにつきましては、実施主体であるNUMOが技術のユーザーとして、必要とする技術ニーズをしっかりと整理して、それを発信して、そのニーズを踏まえ、国あるいはJAEAを始めとする研究機関が二つの深地層研究施設等を活用して、必要な基盤研究を実施していくというのが基本的なあるべき姿ではないかと思っております。こういったことがうまく回るように、必要があれば調整会議の在り方についても工夫していきたいと思っております。

国民との相互理解のために、国及びNUMOは研究機関と連携を強化していくべきだという御指摘もあったかと思っております。こちらについては、二つの深地層研究施設もございまして、こういったところで研究成果あるいは施設を使ったPRみたいなものもしていくということも考えられますし、先ほど御紹介した体感設備、バーチャル処分場といったようなものも整備しながら研究開発成果を示し、国民との相互理解につなげていきたいと思っております。

関係機関での連携の強化についても御指摘があったかと思っておりますが、まさに以上申し上げたようなことを始めとして、国が前面に出ていくというスタンスの下、処分実施主体であるNUMOとか、それから発生主体である事業者との連携というのは不可欠だと思っております。これにJAEAを始めとする研究機関との連携も含めて、取組を進めて参りたいと思っております。

最後に私どもの目下の課題というのは、こういったこれまでの教訓を踏まえて取りまとめ

ていただいた強化策をいかに着実に実行していくかということに懸かっており、これらを実施していくことが今後の処分事業の進展につながると考えております。したがって、今日申し上げたところに十分留意しながらしっかり取組を進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。それでは、続いて原子力安全・保安院から安全規制について追加の御説明をお願いいたします。

(松尾課長) おはようございます。資料1-2号に基づきまして簡単に説明申し上げたいと思います。

1ページを開けていただきますと、高レベル放射性廃棄物、ガラス固化体でございますが、安全規制の流れを簡単に図示してございます。ガラス固化体は、海外再処理委託に伴いまして我が国に返還されるガラス固化体、それから国内の再処理工場で作られますガラス固化体、大きく分けて二つございます。一つが、この図でいいますと海外再処理というところから始まっており、もう一つが、右側の国内再処理というところから始まっています。大きな二つの流れがございしますが、いずれも原子炉等規制法におきます安全規制の体系下でございます。

この図でいいますと黄色の線で囲ってありますが、これは事業毎に括ってあります。一つは貯蔵の事業で、右側は再処理の事業、それから下の段に、今後NUMOが実施する地層処分の事業があります。この事業というものの区分に応じてそれぞれの事業に対する安全規制がございします。再処理は省略しておりますけれども、ここに書いてございますように、当初の基本設計の段階からの事業の許可、再処理では指定でございしますが、それから廃止措置に至るまで段階的な安全規制がなされます。

もう一つが、ちょっと分かりにくいですが、海外再処理から貯蔵の事業のところ矢印が入り込んでいますけれども、この場合ですと、ガラス固化体が海外から日本の事業に入ってくることを示しています。このようとき又は日本の原子力事業所の間を移動するときに、「事業所外廃棄規則」という炉規法の下省令がございまして、これに基づく規制がこの移動のときに別途あるというふうになってございます。

まず海外再処理に伴いまして返還されるガラス固化体について申し上げます。左側の方でございしますけれども、まず貯蔵の事業として返ってくるガラス固化体を前提とした事業許可がなされます。その後、それに基づく設計がなされて、この後段規制がなされていきます。その管理事業でこういうガラス固化体を受け入れますと事業者が申請して許可を取得した範囲内のガラス固化体が外国から返ってきているということを国が確認します。あとは海外か

ら返ってきたガラス固化体又は国内の再処理工場で作られたガラス固化体であろうと、いずれにせよ全量、NUMOの地層処分の事業に移っていくわけです。この地層処分の事業におきましても、当然、事業の当初に許可がなされ、後段の規制がなされていくわけでございます。ここにそのガラス固化体が実際に搬入されるときには、事業所外廃棄規則に基づきまして、必要な記録の写しが、それまで持っていた事業所から交付されます。ガラス固化体が来るピンク色っぽい矢印の先の一番下のところに廃棄体確認というのがございますけれども、実際にガラス固化体が搬入されるときには、事業の規制の一環として、当初の許可の範囲内であるガラス固化体が搬入されているということを国がこの時点でも確認するという行為があります。これがガラス固化体にかかわる規制の全体像でございます。

では、具体的にそれぞれの段階でどういうことをやっているか、またやるかということを示すだけでも詳しく申し上げたものが2ページ目以降です。まず、2ページ目はガラス固化体の貯蔵についてでございます。左側が海外からの返還ガラス固化体、今、六ヶ所で貯蔵中のもの又はこれから返還されるものでございます。上に書いてあるのは、今の六ヶ所の廃棄物管理事業、つまり、ガラス固化体の管理事業の申請書から抜粋したものでございます。※印で「種類として、ガラス固化体（寸法、質量～）…」と書いてありますが、この具体的なスペックも実際の申請書には数字として書いてございます。要するに、日本でこれまで検討して、輸送、貯蔵、そして最終処分まで、このようなガラス固化体であれば、十分技術的見通しはあり、安全に処分までできるというコンセンサスに基づいたガラス固化体を海外から受け入れているということです。このスペックを書くことによって、こういうガラス固化体を受け入れるという前提で、そのスペックに基づいて施設の安全設計をして貯蔵事業全体の安全を確保しますという事業所からの申請を私どもが審査して許可を出しているということでございます。

返還されたガラス固化体につきましては、先ほど申し上げたとおり、事業外廃棄規則に基づきまして、実際に貯蔵施設に入るときに、そのガラス固化体が許可されたスペックに合っているかどうかということ、国が確認をしています。返還ガラス固化体につきましては、製造現場が海外にあるものですから、これは日本の安全規制下にはございません。実際にこのガラス固化体が海外から返還され貯蔵施設に搬入されるときに初めて日本の安全規制下に入りますので、その入り口は極めて重要であり、先ほど申し上げたとおり事業所外廃棄規則に基づいて、このときに国の確認行為がございまして、それがこの左の下側に書いてあるわけです。基本的には廃棄物管理事業の許可の中で、日本で検討している最終処分まで持ってい

けるスペックのガラス固化体であるということをこのときに確認しています。今貯蔵しているものは、その許可の範囲内にあることを確認し、全部受け入れられているということでございます。

右側が国内の再処理工場で発生するガラス固化体でございます。ここに書いてあるのは、六ヶ所の再処理工場の例ということで、その事業指定申請書から抜粋したものでございます。ここに書いてありますように、基本的には先ほど申し上げたのと同じような考え方で、事業指定の段階で、申請書におきまして、これまでの日本で積み重ねた検討によって最終処分まで安全に持っていけるガラス固化体を作っていきますということを前提に事業者は指定を受けています。この場合は、例えば六ヶ所再処理工場で製造されたものはその工場内で貯蔵に入っていくわけでございますけれども、こちらの場合は、既に製造現場は日本の規制下にありますので、返還ガラス固化体のように、改めての国の確認行為というのはございません。再処理事業の規制の中で安全に貯蔵がなされていくことをこの後ずっと確認されていくことになります。

3 ページ目でございますが、NUMOの最終処分のところでございますけれども、以上のような規制を受けて貯蔵されてきたガラス固化体の、多少スペックに幅があるかもしれませんが、既に製造され、貯蔵を行っているガラス固化体の仕様を前提に、処分地、天然バリアの特性を考慮して、埋設施設・設備及び方法を設計します。その事業トータルなパッケージに対して、事業の具体的な安全性を私どもが確認させていただくという流れになります。

そして、処分施設への埋設時における確認というのがございます。実際にガラス固化体がNUMOの最終処分場に搬入されるときに、国による廃棄体確認があるということを先ほど1 ページの図で申し上げました。ここに書いてあるような受入れに当たっての基準を、私ども、この4月に施行いたしました省令において設定をしております。ただ、この確認のための基準につきましては、今後、NUMOの技術的な御検討、詳細な設計や施設のプランニング、いろいろあろうかと思いますので、そういった事業の進捗を十分踏まえまして、もし変えるべきところがあれば柔軟に変えていきたいと思っております。

最後、話が変わりますが、4 ページ目でございますが、以前のこの政策評価部会におきまして最終処分事業のデータの取り方の品質保証等についてのお話がありました。その際、私より、規制当局も安全審査までずっと指をくわえて見ているわけではなくて、データの品質保証のようなことを含めてガイドラインを作っていくつもりですと申し上げたところです。

その後、原子力委員会の事務局から、そういうことであればその資料を参考に配布して欲しいという御指示を頂きました。そこで、本日、このペーパーを作って配布させていただきました。簡単に申し上げますと、上の右の箱の三つあるポツの一番下のところで、原子力安全・保安院においては、その立地段階においても将来の安全評価に必要な調査の在り方や調査活動に係る品証を含むガイドラインを提示する等をしていきますという方針を既に決めております。したがって、今後、NUMOの活動状況でありますとか、原子力安全委員会のいろいろな御検討の状況等を踏まえてガイドラインを適切に作っていきたいと思っております。以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。以上二つの説明につきまして御質問はありませんか。なお、その評価については次の議題でディスカッションしたいと思いますので、ここでは質問に限定したいと思います。ご質問ありませんか。よろしゅうございますか。それでは、この議題は終わりにします。ありがとうございました。

次の議題は、報告書(案)について事務局が作成したところ、これについて御審議いただくことです。資料2の報告書(案)は、多くの部分は皆さまの御発言を評価として収録し、それを踏まえて今後の活動に対する提言をとりまとめたものがございます。今日は、主として評価及び提言について御議論いただくべきかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、事務局から資料の説明をお願いします。

(牧野企画官) 資料第2号を御覧ください。報告書(案)ということで、全体の構成を御説明申し上げました上で、本日は第3章及び第4章の評価と結論の部分を詳しく説明したいと思います。

1ページめくっていただきまして、目次がございます。「はじめに」として第1章は政策大綱の策定の経緯と概要、政策評価部会の設立の趣旨とその概要ということを中心に説明しております。第2章につきましては、評価作業としてこれまでの政策評価の作業の経緯等について実績を整理してございます。この後、この報告書(案)につきまして、国民の皆様からの御意見募集のプロセスを経るということになっておりますので、その部分は今後書くということがございます。第3章がこれまで御議論いただいた内容を整理し、政策の評価を行い、今後の進め方に関する提言をまとめた部分でございます。第4章はそれらの評価等についての総括をしてまとめた部分であります。付録といたしまして開催の実績、委員の名簿等々をまとめるとともに、最後に主な用語の解説を付けてございます。この部会における配布資料につきましても資料集の形で最後に添付しようと思っておりますが、現時点ではまだ

配布資料については添付してございません。

それでは、第3章でございます。第3章は地層処分を行う放射性廃棄物とか、管理処分を行う放射性廃棄物等の大きなテーマに分けて、それぞれ御議論いただき、評価をまとめてございます。初めに、地層処分を行う放射性廃棄物といたしまして、高レベル放射性廃棄物についての評価の部分、16ページを開けていただければと思います。これまでの議論を整理いたしまして、評価といたしましては、国、NUMO及び電気事業者は政策大綱に示された基本的な考え方に沿って国民の理解と協力を得るための取組を行ってきましたけれども、高レベル放射性廃棄物処分施設の立地候補地に対する文献調査を開始するなどの十分な成果を上げるまでには至っていません。このため、国は関係者と共に、これまでの取組を踏まえて相互理解活動の問題であるとか、公募方式に加えた新しい取組の必要性ですとか、あるいは地域発展の姿の明確な認識を得ることとか、安全性に関する概念の分かりやすい提示等の課題を抽出した上で、具体的な取組の強化策を検討して、2007年11月に取りまとめております。現在、この強化策について関係者が取組の強化を図りつつあるという状況であります。この強化策の内容そのものは、やはり政策大綱に示された基本的な考え方に沿うものであると理解できます。

御議論していただいた中で、御意見の大半は、この強化策の中身に含まれている部分、あるいは強化策の内容を更に具体的にアドバイスするような部分というものがかなり多くございました。けれども、それ以外にも幾つかの御指摘の点が以下の①～⑥のようにございましたので、今後、関係者がこういった事項にも配慮しながら最大限の努力を重ねて、この強化策の効果的推進を図っていくことによって成果を得ることが期待できるという形に評価してございます。

具体的な配慮事項といたしましては、①といたしまして、国、NUMO及び電気事業者はリスクコミュニケーションを含む双方向の情報交流等の相互理解活動についても確実に実施することが必要です。

②といたしまして、相互理解活動を始めとする強化策の実施については、PDCAサイクルを回していく仕組みとして、国の審議会において的確なレビューと分析を行っていくこととし、絶えざる改善に努めていくことが必要です。

③としましては、第三者的な機関として学協会からの協力を得た上で国民や地域の住民が信頼できる情報の発信が行われることが重要としています。

④として、NUMOにつきましては、第三者的な機関として評議員会をこの相互理解活動

の評価を行うような機関と位置付けて、その機能の強化、運用の改善について検討し、実施することが必要としています。

⑤といたしまして、NUMOは最終処分事業の実施主体として期待される機能・体制の強化について具体的な目標を設定した上で計画的に実施していくことが必要としています。

⑥として、原子力委員会については基本的な政策の推進について指導力を発揮することが期待されているということでもありますので、全国の広域自治体の首長を対象としたトップレベルの政策対話の機会の充実等を図っていくことが必要としています。

以上がこの分野についての評価でございまして、この中で必要、あるいは重要としたことにつきましては、(5)の今後の進め方に関する提言という形で具体的に示してございます。項目としては、関係者の連携・協力による強化策の効果的な推進ということで、①～⑥に挙げた事項の重要な点をまとめるとともに、学協会における信頼性の高い情報発信の部分と、NUMOの機能・体制の部分については別に切り分けて整理してございます。

次に、高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る研究開発の実施の部分につきましては、20ページに評価をまとめてございます。ここでもいろいろと御意見を頂きましたけれども、評価としましては、NUMO及びJAEAを中心とした研究開発機関は大綱の基本的考え方に沿って役割分担に応じた技術開発、研究開発を計画的に行ってきていますとしています。しかし、NUMOとJAEAは、技術開発等を技術的な見通しの下に国際的な協力等を行いながら着実に進めていくとともに、その状況についての分かりやすい説明が必要という御意見がありましたので、そこを指摘してございます。

NUMOは、今後、国民の信頼感を得ていく上では事業の実施主体として期待される技術開発能力を発揮して、技術的な事項についても十分な説明責任を果たしていくということが求められますということで、必要な技術開発人材の計画的、継続的な確保にも努めていくということを指摘してございます。この指摘につきましては、(5)としまして、「今後の提言」として示してございます。

次に、「総合的、計画的かつ効率的な研究開発のための連携・協力」の部分につきましては、25ページに評価としてまとめてございます。この部分につきましては、国と研究開発機関とは地層処分基盤研究開発調整会議を設置するなど、大綱の基本的な考え方に沿って、総合的、計画的かつ効率的な研究開発のための連携・協力を努めているとしております。ただし、指摘がありましたとおり、NUMOが実施機関ということで、リーダーシップを発揮できるように関係の研究開発の実施内容に反映されるべき技術的要求事項を明確に示してい

くなどの一層の工夫を行っていくことが必要としてございます。

さらに、処分地の立地候補地選定の各過程に適切に対応できるようにNUMOの技術的能力の蓄積は重要でございますので、研究開発機関からの段階的な技術移転ということは必要になってくるとおられるところ、技術移転の適切な仕組みについても具体的に検討していくことが必要と指摘してございます。JAEAにおいても、その技術移転を念頭に置いた長期的な人材交流等の下に研究開発を行うことが必要としてございます。

さらに、国とNUMOにつきましては、研究開発施設を利用した国民との相互理解活動を行うとしておりますので、その際には、研究開発機関が既に有している多様な施設の活用ということも含めた連携の強化を図ることを重要と指摘してございます。

なお、安全規制のための研究開発における技術データの取り方については、国際的な水準の品質保証にも留意が必要という指摘がございましたので、その旨、環境整備を進めることは重要だということを指摘してございます。これらの指摘事項につきまして、(5)としまして、提言として整理してございます。

次は、長半減期低発熱放射性廃棄物のうち地層処分を行う廃棄物についての評価でございますが、28ページに評価をしてございます。ここの部分につきましては、基本的には、いろいろな制度整備が進んできた部分でございますので、国及び電気事業者は、大綱の考え方に沿って長半減期低発熱放射性廃棄物のうち地層処分を行う放射性廃棄物の処分について、所要の検討や制度整備を行っております、としております。ただし、地層処分を行う長半減期低発熱放射性廃棄物の処分事業の実施主体としては、新たにNUMOが指定されてございますので、その部分については、高レベルの廃棄物の処分と併せて、この新たに指定された処分についても立地に係る相互理解活動には十分取り組んでいくことが重要という指摘をしてございます。

また、現実にはいろいろな放射性廃棄物の名称が増えてきておまして、体系的に分かりにくくなってきております。学協会において国民に分かりやすい放射性廃棄物の名称が体系的に検討されることを期待しますということを指摘してございます。

以上が地層処分の関係でございますが、次は管理処分ということで、それについては30ページでございます。ここの部分も基本的にはいろいろな検討がなされている部分でございます。評価としては、余裕深度処分方式の事業の実施に向けた制度整備の検討を行っていませんということで整理してございます。

続きまして、それ以外にも研究施設等廃棄物等の処分の実施に向けた取組がございませ

で、これについて32ページで評価してございます。この部分は、国は研究施設等廃棄物の処分に関してJAEAが自ら及び他の事業者の廃棄物を併わせて埋設処分するための制度整備を行ったという実績もあります。研究施設等廃棄物とか長半減期低発熱放射性廃棄物とか、その他の処分についての安全規制の検討もなされていると評価しております。それから、今後、大綱の考え方に沿って関係者においては研究施設等廃棄物の処分の実施に向けた取組が一層進んでいくと期待されます。JAEAは、研究機関ではありますが、研究施設等廃棄物の処分の実施主体としても、立地のための活動も併わせて円滑に行っていくことが求められますので、立地活動に関しては体制の整備とか知見の蓄積等、今後の取組の強化が必要です。それから、国につきましても、この研究施設等廃棄物の処分については、やはり施設の立地活動において前面に立った取組を行うことが必要という指摘をしてございます。この部分については、処分施設の立地に関する知見の活用のところを提言という形で整理してございます。

次は、放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分のための更なる対応策の検討についてです。原子力安全委員会を始めとして、このような検討は進んできておりますので、評価といたしましては、国は大綱の考え方に沿って更なる対策の検討を行っていますとしてございます。

次に原子力施設の廃止措置の部分でございます。ここについては37ページに評価として整理してございます。電気事業者から報告がございましたとおり、事業者は大綱の考え方に沿って地域社会の理解と協力を得ながら廃止措置等を進めていますとしてございます。しかし、クリアランス制度の内容、必要性、長所等についての国民との相互理解については、まだ十分と言える程度には達していないということでございましたので、その部分を指摘して、引き続き相互理解活動の取組に努めていくことは重要とし、提言でも触れてございます。

以上の評価と提言の部分をまとめまして、38ページに結論として総括をしてございます。結論といたしましては、政策評価部会はこの第3章の各節に示した評価を総合いたしまして、関係行政機関等においては大綱に示した基本的な考え方に沿って取組を進めてきていると判断しています。また、関係行政機関が検討している今後の取組については、高レベル放射性廃棄物処分について国民の理解と協力を得るための取組のように、十分な成果を上げるには至らなかったことから、今後の課題を踏まえた強化策が検討されて、新たな取組を始められたというような部分もありますけれども、これらは大綱に示した基本的な考え方に整合的であると判断しますと整理しています。

政策評価部会においては、審議はまさに高レベル放射性廃棄物の取組に集中したわけですが、他の取組も含めまして、いろいろと関係行政機関からの説明を受け、またいろいろな状況変化ですとか、国民からの御意見を頂きながら、いろいろな提言や指摘がなされてございます。これらは大綱が示した基本的な考え方に基づく取組の改善を促すということでございますので、大綱自体の変更が必要となるものではないという理解であります。以上のことから、政策評価部会は、放射性廃棄物の処理処分に関する取組の基本的な考え方として原子力政策大綱が示しているところは妥当であると判断します、というのが結論であります。

したがって、政策評価部会は関係行政機関等が原子力の利用推進をするために、それぞれが有する責任を認識して、大綱を基本方針として尊重しながら、取組のPDCA活動を推進していくことを期待します。特に高レベルの放射性廃棄物の処分については、国民の理解と協力を得て処分施設の立地候補の選定が進むことが喫緊の課題であることから、関係行政機関等が、今後、評価において示した配慮事項を踏まえつつ、最大限の努力を重ねて、十分な成果を上げることを期待しますとしております。併せて、配慮すべき事項を指摘しましたので、政策評価部会においてなされた以下に要約される提言に十分留意することを期待しますとして、これまでの各章に示した提言の部分を整理してまとめてございます。

そして、最後に40ページのところでございますけれども、今後、原子力委員会に期待するということに少し触れてございます。今後、原子力委員会には関係行政機関等がこの政策評価部会の提言も踏まえて取組を適切に進めているかどうかについて、様々な機会を利用して、取組状況を聴取するなど、確認に努めることを期待します。大綱の改定に向けた作業を行う場合には、この部会で示した提言等について重要な視点として取り上げて、十分に検討していく。そして、政策の基本方針に反映させていくということを期待します。

政策評価部会は、今後、他の政策領域についても順次評価を行っていくこととしておりますけれども、これらの評価が完了した後に、評価結果を踏まえながら大綱の改定に向けた検討を行うということでございます。以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。資料は事務的に評価作業の起承転結を意識しながら作成するべきは当然ですが、そのことを強調して説明がなされたために、なにも問題がないとまとめたがっているような印象が残りましたね。しかし、それは意図するところではございませんので、ここでは、そうした体裁へのご批判はさておいて、こうして会議の回数を重ねて議論した結果として凝集しつつある皆さんの思い、これが会議の付加価値かと思うので

すが、これが適切に表現されているかどうかという観点から御意見を頂ければと思います。

時間が小一時間使えると思いますので、まずは、第3章の16～18ページの辺りについて御意見を頂戴いたします。

(山口委員) 17ページの最後の行から書いてあります「学協会による信頼性の高い情報発信」について意見があります。この部会の中での議論として、情報発信だけではなくて、発信する情報の質、それから受け手の側の問題、それらも含めたことがここに書かれるべきだと思います。

発信する情報の質ですが、なぜ情報を発信するかといいますと、結局、国民に選択をしてもらうためです。そういうことだと、いわゆる分かりやすい情報発信という形だけではなくて比較対照ができるような形の情報で、例えばリスク情報とかベネフィット情報あるいはケーススタディを示して、それを比較できるようにとか、そういう形の情報が必要であり、どういう情報を出せばいいのかという検討が必要なのではないかと思います。

もう一つは受け手の側の問題です。発信者としては学協会ということなので、これはニュートラルで客観的な正確な情報を出すという趣旨でいいと思いますが、受け手の側の問題として、この部会でも教育等が必要という意見も出てきていたと思います。エネルギーとか原子力に関する教育についていろいろ意見が出て、そのとおりだろうと思いますが、ご意見を聞く会の中で一つ注目できるところは、文献調査を行った自治体に10億円を交付するのはよいことなのかという意見が出ました。あの辺りを考えますと、受け手の問題として、エネルギーに対する理解というだけではなくて、高レベルの施設を立地することに対する衡平性とか負担の均衡化、そういうものに対する共通の考え方を醸成するような部分が必要ではないかと感じました。

今言ったのは私の個人的な意見ではありますが、情報発信のところだけではなく、受け手の話とどういう情報を発信するかということを加えていただいた方がよろしいかと思います。以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。いずれも重要な点と思いました。特に、受け手とおっしゃったけれども、私どもも、たとえば、立地地域に対しては利益の衡平性の観点から手当をするべく制度が整備されると説明しているのですが、受け手からどこにそういうことがきちっと書いてあるかといわれると、直ちにはリファアーすべきものか思い浮かばないという問題があり、そのことを記した見解を用意しました。先ほど渡邊さんから御説明があった研究会の第1回目でそういう議論があったと伺っていますので、その研究会の成果としてそう

いうものについての具体的な説明資料が用意されるのかなと思いますが、これだけでなく、いろいろなことについて、受け手が学習できる環境を整備するべく発信していくことが大事ですね。そうしたことも文章として書いてあるつもりですが、チェックしてみます。

なお、ここでいいたいのは、もうひとつ、そういう環境整備の観点からの発言を誰が行うべきかに関して、原子力委員会が自ら情報発信をしたらいいのではないかという議論があったことに対する対応です。原子力委員会は原子力政策の基本的事項、基本的考え方について企画、審議、決定する責任を有していますが、取組の具体について決定するのは担当行政機関ですから、私としてはそうした発言はそれらが行うべきと考えと申し上げてきました。たとえば、経産省には学識経験者のみならず、市民団体の方にもお集まりいただいて、この取組についての第三者的な検討評価を行い、かつ、具体的に推進方策も提言し、あるいはその推進について評価もなされる審議会があるわけですから、私としては、そういう機関がそうした責任をはたすべきであって、原子力委員会としては、基本的考え方の説明は当然行うとしても、ご指摘のようなことについてまでは発言しなくていいのではないかと感じています。しかし、皆さんは原子力委員会こそが情報を発信したらと強くおっしゃる。その根本的な期待は何なのか、どなたかは指導力を発揮すべしとおっしゃった。原子力委員会が指導というのは、おそらく事態が思うように進んでいないと評価して、なんとかせいということなのかと思うのですが、しかし、そのような状況に対しては、委員会として適宜にあるべき取組について見解を表明してきたつもりですし、そのようにご説明も申し上げたと思います。もう一つは、原子力委員会がある種ニュートラルというか、第三者的というか、そういう組織を設置してそういう立場から検討して政策担当者にいろいろ発言、提言するのがよいということなのか、しかし、それも委員会が国民の意見を聞くなりしてこれまで行ってきたことと重なることだと。そうすると、残るのは、海外の事例でいえば、スウェーデンのKASAMとか、ほかの国の例も調べてみましたが、例えば学術会議とか、一種、既にエスタブリッシュされた、社会的なステータスを持っている中立的機関、あるいはそれに並ぶものが特別に設置されて、それが実務者に対して政策提言を行っているところ、そういう機能を持つていっておられるのか、どうもこの機能だけは委員会の果たし得ない機能と考えられるので、原子力委員会がそういうところにインディペンデントな評価を積極的にお願いをする、そうすることを検討することで皆さまのご提案に答えることができるのかなと思うに至り、このような記述を行っているのです。

で、その場合、そこに何を発信してくれということについてスペックを出すのがいいのか、

あるいはその権威者というか専門家というか、学術団体が自らの見識に基づき、自らサーベイし、言いたいことを自由に言っていただくことをお願いするべきなのか、私としては、例示はあるかもしれないが、そのスペックまで書くことはどうかと考え、そこはいいよということで、そこにあるような表現になっているのです。ただ、山口委員からのご指摘を踏まえると、説明責任を果たさなければならない組織間で役割分担を調整して、全体として受け手の立場を踏まえた説明体系を整備していくことが必要に思えてきましたので考えさせていただきます。

はい、堀井委員。

(堀井委員) 第2回目のときでしょうか、紙を出して指摘をさせていただきました。政策大綱の評価をどうやるのかと考えたときに、高レベル放射性廃棄物処分懇談会というものも見た上で評価を考えた方がいいのではないかという指摘をさせていただきました。見比べてみたときに、処分懇の報告書にあって政策大綱に無いと思われるのは今の第三者機関の役割だと思えます。

少し話が飛びますけれども、この報告書(案)の結論のところ、「今後の取組に関してさまざまな提言、指摘がなされました。しかし、原子力政策大綱自体の変更が必要なものはありませんでした。だから、原子力政策大綱が示しているところは妥当である。」こういう結論をされています。では、今あった第三者評価の議論というのはこの結論の中でどう解釈したらいいのかというところが難しいかと思えます。こういう結論をこういう論理構造で導いていいのか、妥当性を判断するのがいいのかという点もありますし、ここでの議論がこういう妥当性の評価をするために設定されていたのだろうか、要するに政策大綱に従って行われた取組の紹介をしてもらって、それを議論して、政策大綱に変更が必要なものがなかったから妥当だったということをもって、妥当性の評価としていいのかと思えます。第三者機関の役割を考えると、やはり政策大綱でいいのかどうかという、そこは大きなポイントなのかと思います。

前回、前々回出席できなくて大変恐縮でしたが、議事録を見るとNPOの方がやはりそういう指摘をされ、その後、ここで議論がありました。読ませていただいたけれども、私は議論が足りていないのではないかと思います。今こんな議論がなされているような状況ですから、ここはもう少し議論した上で、果たして情報発信の在り方の調査検討だけを学協会にお願いすればいいのか検討してはどうでしょうか。処分懇の報告書にはもう少し役割が記載されていたと思うので、議論が十分尽くされていないのではないかと思います。

(近藤部会長) ありがとうございます。ふたつ、ひとつは、言い訳になってしまいますが、第3章まできちっとやれば第4章は、とりあえずはそこまでに詰めてきたことをまとめて定型の文章で締めくくるといことで事務局に任せてしまって、十分吟味していませんが、この政策評価の作業においては、種々の取組を評価するのみならず「政策大綱の妥当性を自ら検証し…」ということを開始したのですが、作業を開始してみると、大綱は、それぞれの分野について、過去の決定に基づいて進められている取組、進んでいない取組を評価して、今後における重点的な取組とそれに取組む際の基本的考え方を示しているもの、当面のプランニングベースといったものになっていますから、個別分野の評価では、現実になされている各省庁の取組等についてどう評価し、昔の基本構想にあったところが忘れられているのではないか、こんなことに力をいれて進めるべきとかをいうのが大切ではないかと考えています。それを踏まえて、これは引き続き妥当な指針であるとか、ここは役割を終わったとか、次の改訂時にはこんなことが書き込まれるべきとかいうのは、大綱の評価というからにはそういうことが重要といわれるかもしれませんが、私としては、大綱はいずれにしろ時限的性格をもっていますから、総論として、ここでなされた議論は次の改訂に反映されるべしという当たり前のことを書いておくだけでいいのではないかと考えています。が、いずれにしても、第4章の末尾の文章がいかにあるべきかは、これから考えていきたいと思えます。

ふたつめ、懇談会報告がいう第三者評価機関については、その任務が規定されていますところ、当面の作業に関しては、先生も属しておられる資源エネルギー庁の審議会である放射性廃棄物小委員会がその機能を担っておられると認識しています。ですから、その機能がその趣旨に照らして不十分なら、それが機能を強化するべきと提言するのが適切と申し上げてきました。一方、NPOの皆さんが仰る第三者機関は、信頼できる情報の発信、いろいろなステークホルダーの出会いとそれによる政策の評価のための組織として提案されているので、要すれば、第三者的な発言母体を用意しておくことの提案と整理できると考えて、このように集約して書いたということです。

(堀井委員) 部会長のお話を今伺っていて、やっぱり本当に議論が足りていないなと痛感したわけです。

第三者性ということについて、やはり議論しなければいけないと思えます。要するにメンバーが第三者であればいいのかという話ではなくて、組織としての第三者性というところが問われているのだらうと思えます。今日は最終なのか分かりませんが、最終報告書の案が出てきたところでそんな議論をするということでは果たしていいのでしょうか。

(近藤部会長) 私どもはこの会合で、ご提案に対して、それはどういう意味ですかという問いかけはしてきたつもりです。その結果として、現状に不足しているものとして、第三者が入っていれば第三者機関ということではなく、組織としての第三者機関として、例えば学協会などを考えてそういうところからの情報提供が重要と皆さんご提案されている、そういう思いを持って発言されていると整理したと申し上げたつもりです。

松田委員。

(松田委員) 原子力委員というよりは廃棄物問題に長年かかわってきて、NPOと1年間かかわってきた立場から山口先生、堀井先生のお話とも関連がありますので発言させていただきたいと思います。

私も堀井先生と同じように第三者機関についての議論が足りていないと思います。ただ、事務局から出てきました学協会の協力という切り口は非常に新しい切り口で、日本らしいシステムが誕生するかもしれないというとても大きな期待を持っています。

もう一つ、私は今日の政策評価部会、それからこれまでの政策評価部会を見ていて励まされたのは、この政策評価部会はエネ庁の放射性廃棄物小委員会の経過を見ながら、委員の先生方には大変いい議論をしていただきまして、いい内容ができていますけれども、アウトプットと見せ方の議論のところはまだ時間が足りていないという気がします。

そこで、社会が期待する原子力委員会とこの政策評価部会の在り方というところの方向付けとして、学協会を中心とした情報発信の在り方について有識者も含めて参加するWGを設置して検討していくこととし、足りない議論をしてはいかがでしょうか。それから学協会の方たちに何をしてもらおうのかというイメージ作りもまだできていません。高レベル放射性廃棄物問題への取組というのは、オーケストラのようにみんなが演奏して、その演奏するオーケストラの中に原子力委員会も入っていて知恵を出し合う、そういうイメージが第三者機関のイメージではないかとも思っております。調査検討では国民は満足しないと思います。ありきたりの調査報告書になってしまっただけでは、この政策評価部会は何の使命を果たしたのかということになってしまいますので、調査検討をし、なおかつ具体的な活動につなげていくWGを設置して今後検討すると報告書(案)に書き込んでいただきたいと思います。ここの件について委員の先生方の御意見もお聞きしたいと思っております。以上です。

(近藤部会長) 堀井さん、ここの記述の構造ですが、何らかの第三者的な発言機関があるべしという皆さんの思いがあり、18ページの上の「原子力関連の学協会」、そういう者が発言することが大事ではないかという点があります。

二つ目は、それについて、いまの松田委員の発言に整合するとおもうのですが、どこに、どういうことをお願いしたらいいか、何らかの調査検討をしたらいいのではということを行っています。それを踏まえて、特定されたところの第三者機関にしかるべき活動をお願いしたい、そのような構造です。学協会という言葉は別にして、第三者的な情報を発信する者が要るべきや否やという議論について、私は原子力委員会はそのために設置されているので、その責任を逃れる気はないけれども、皆さんがそう仰るところ、このような提案にまとめてみたのですが、そういう受け止め方は間違っていますかね。

原子力委員会がこの調査検討ということも含めて、松田委員の思いはそのことかなと思いつつ、原子力委員会はそういう社会的システムを新しく作ると言ってもいいのかもしれませんが、そういうものを作っていくことについてイニシアティブを執るということは、問題提起から逃げてのことではないつもりです。最後に、政策大綱は妥当であると書いて、これでおしまいと放り投げるかのごとく思われたら、全く心外です。そこはきちんとフォローしていくということは原子力委員会の決定にも反映していいとも思っています。

(堀井委員) ここに書かれていることは私も賛成いたしますし、日本においてどういう第三者的な機関があり得るかということ考えたときに、学協会、学術会議は非常に有力な選択肢だと思います。そういう機関にある役割を担うことをお願いすること、情報発信に限らずもう少し広いところについて、その内容については検討いただくということ、それについて全く賛成です。

ですから、書き方と結論の部分ですね。結論の部分の書き方ということかと思えます。ただ、果たしてここの場でどれだけこのことが議論され、そのような書き方になったかということについて、少し議論が不足しているという気がしています。例えば、学術会議の方がここに来て意見交換をするようなことがあったのか、そういうことを考えると少し議論が足りないのではないかと先ほど申し上げたわけです。

(近藤部会長) ありがとうございます。ほかに。

伊藤委員。

(伊藤委員) 議論が足りないというお話ですが、そもそも政策評価部会の役目をもう一度整理してみる必要があるのではないかと思います。この政策評価部会では、原子力委員会が政策大綱に示した政策について、各実施機関、ここで言えば国であり、NUMOであり、電気事業者であり、JAEAであります。こういう実施機関から、その政策に従ってその施策という段階でいかにマネジメント、オペレーションに取り組んでいるか、その成果はどうかと

いうことを聴取して、この政策が本来無理であったのかどうか、あるいは政策はいいけれども取組に対してもう少し何か求めるものがあるかを評価することと思います。多分、このところで一番大事なのは、振り返ってみて、その後の状況の変化、あるいは取組状況を見て、政策を変更する必要があるかどうか検討することではないかと思います。

そういう意味では、今回、政策で要求しているポイントは何かというと、2040年代前半までには処分開始、それに向けてステップワイズで進める、公募方式でやる、関係者の役割分担を適切に行ってやっていくということだと思います。

これについてこれまで各関係の皆さんからお話を伺ってきました。公募を始めてから5年半、立国計画で向こう2年が正念場と言って、今、立国計画の正念場の賞味期限がそろそろ切れかけているという段階です。しかし、これまで成果を上げることは残念ながらできていない、こういう評価、これは事実です。しかしながら、政策そのものを見直せとか、役割分担そのものを見直す必要がある、無理があるという当事者からの申し出は一つもありませんでした。

この部会では、そういう点ではなくて、方法論について、ああではないか、こうではないか、もっとかくあるべしという議論が一番多かったと思います。今の第三者評価の在り方についても、例えば、エネ庁には放射性廃棄物小委員会があり、その役割はちゃんと果たしているのか、あるいはそこに更に学協会等の提言等も入れたらどうかという方法論についてのオペレーションレベルでの一つの提言だと思います。この場で詳細にオペレーションレベルで具体的に効果ある提言を全部できるかということ、それは現実的ではなく、基本的にはさっき委員長もおっしゃったように、スペックについては実施者が適切にやっていくべしということだと思います。それぞれがどういう指標を付けてどうするのかは、実施段階で実施者がそれぞれ工夫しながらPDCAを回しつつやるべしということであり、ここで全部適切な注文を付けるというのは現実的にはとてもできないわけです。

したがって、私たちはそれぞれの実施者がPDCAを適切に回しつつ、その中で工夫しながらやって下さい、それに当たっては目標も明確に定めて下さい、成果目標を定めて下さい、こういうことが評価に書かれていくということであろうかと思います。若干提言のところでは私も注文を付けたいところがありますが。

ですから、余り個々のものに立ち入ってやるとなると、当然議論が十分でないとなるので、全部この政策評価部会でやろうとすれば、現場の実態はどうなっているのかということから始まって、具体的にその成果がどうかということまで全部聞かないとなかなかできません。

政策の評価というのは、そういうことではなかろうかと思います。やはりここでは、基本的には、5年半たって未だに成果が出ていないけれども、それは政策に誤りがあったのか、直さなければいけないのか、まず、そこがどうであったかを評価し、それが良かったのであれば、各関係者の役割分担が適切にできているのか、あるいは、それに沿ってそれぞれ当事者が十分な資源を手当てされているのかとか評価した上で、各関係者から「PDCAを適切に回します」ということ、次に「こういう目標でやっていきます」ということを言うところまでやるというのが政策評価ではないでしょうか。それ以上は結果的には踏み込めないのが実態ではないかと思います。また、それで私は十分ではないかと思います。

そういう意味では、先ほどエネ庁から今後、強化策を着実に実行して、その成果を上げていきたいというお話がありましたので、この政策に沿って確実に成果を上げる自信があるとおっしゃっていただければ、本来そこで十分ではないかと思います。

以上をまとめますと、個々の問題に立ち入っても結局議論ができないのではないかというのが私の意見です。以上です。

(近藤部会長) 哲学は仰るとおりですが、皆様の注文を整理していくところになってきたので、この期に及んでこんな詳しいことまで提案するのはおかしいと言われても、困りますね。

(伊藤委員) そういうことを申し上げているのではなくて、これ以上個々の成果がどうこうという議論を始めると大変だということを申し上げているんです。

(近藤部会長) はい、位置づけとか表現については、おっしゃる原則を踏まえて整理していきたいと思いますが、大事なことは何回議論してもいいので、付加価値のある発言をしていただけると助かります。

井川委員。

(井川委員) 今の伊藤委員の意見はどうかと思います。今の施策でいいかということ、施策というのは中身より結果ですから、現に処分地が見つからないのだからだめということ。だめなことは明らかですけれども、ではほかにいい方策があるのかということ、解決する方策はないのでみんな頭を抱えていて、とりあえず今の政策をブラッシュアップして、もう少しめりはりつけて頑張りましょうというのが多分今回の結論だと思います。それは仕方がないのですが、それにいかに付加価値を付けるか、まさに委員長がおっしゃったところが重要と思います。

2点ありまして、1点は、少し話が逸れてしまうのですが、前から出ていたトリバブルという話は、議論が出たということだけはどこかに言及しておいてはいかがでしょう。提言

に入れるかどうかは別にして、議論したことが報告書（案）に無いと、この議論を無視してしまうようで、いかがかと思えます。見落としているだけかもしれないので、そうであるなら、後で教えてください。

もう一つ、第三者機関について言えば、市民団体の方が来られたとき、僕はそんなものは要らないと言ってしまったので責任を感じつつ申し上げます。僕は個人的には要らないと思っていますが、第三者機関を設置するとしたら、ではどういう第三者機関にするのかという議論を始めるとまたきりがなくて、第三者機関を設置するための第三者機関の議論をしてもらって、その第三者機関を選ぶための第三者機関のメンバーを選ぶとか、数限りなくなる可能性もあります、役所が前面に出てやると。

僕は第三者機関についていろいろな意見を求めて、国民の理解を広げていくというのは重要なことだと思いますので、これを修文するとすれば、第三者機関的なものがあった方がいい、広く御意見を集めた方がいい、あるいは、いろいろな意見を交わした方がいいという声が強いので、例えばどういった形態で議論を広げていくのか、広く意見を求めていくという活動も今後重要であるという趣旨の提言を報告書（案）に入れてはどうでしょうか。堀井先生、松田先生がおっしゃるように、第三者機関はこういう形の方がいいよといういろいろな提案が出てきて、今後の施策を進めていく上でこれはいいとみんなが思うようなものが出てくれば、それは原子力委員会にも前向きに考えてもらおうということではいかがでしょう。具体的にどういうものがあるのかということをもっと出していただかないと、これだけの中で議論しても、それだって第三者的なのかと言われて文句がつくかと思えます。ここは幅広く今後意見を求めていくという努力もするというのを報告書（案）に入れるということで、何とか調整はできないものでしょうか。

(近藤部会長) ありがとうございます。私が話すより、堀井委員の意見をお聞きしましょう。

(堀井委員) 38ページのところの結論の構造として、「政策大綱は妥当だ。だけど、こういう提言があるので、こういうふうにやってほしい。」と書いてあるわけです。例えば第三者機関の話が②に書いてありますが、それはどのレベルの話でしょうか。取組強化策と同じレベルの話なのか、あるいはもっと上から押さえておかなければいけない話なのかということがポイントだと思います。だから、もしそういうことが政策大綱レベルで位置付けられなければならない話だとすると、ここの書きぶりは変えなければいけないわけであり、その意味で、私は変えなければいけないのではないかと思うと申し上げています。

(近藤部会長) そのこのところの考え方はお話ししたつもりです。この作業のエッセンスはおつ

しゃるとおりに何が問題か、何が不足しているかということだと思います。そのことについては、繰り返しますけれども、原子力委員会は市民の声を聞きつつもっと情報提供を強化せよということと、行政庁に対するカウンターパートとしての原子力委員会の機能が発揮されている姿がみえないではないかということでそうしたご発言があるのかと整理させて頂きました。

ただ、今の段階では、井川委員のご意見のように、いろいろなご提案にあるファンクションがあるのはいいことに思えるから、それを検討することは重要だという認識をここに書いたつもりです。それについてミッション等については検討し、検討した上はやってくださいということだと思います。書き過ぎだと思いますが、とにかくそういうことです。それについて書き足すときは、きちんと原子力委員会はその心を踏まえたオペレーションというか、進め方をやっていきなさいということだと思います。

なお、高レベル処分懇の報告は、なにもないところにシステムをつくっていく立場で、立地活動が進行しているときの姿について書いてあるのですが、現状は、そこに向かって歩き出し、一生懸命にやろうとしているという段階ですから、この段階で原子力委員会は、そのことを念頭に置きつつ、どういう付加価値のあるものを用意するべきかという観点から整理すると、皆さんのご意見を踏まえて新しく第三者的な発言機関を整備することについて検討していきますよということにしたらと提案したのです。後ろの方のまとめはこれからもう一遍整理するので、18ページについては、そのような提案と御理解いただければと思います。井川さんの発言もそういう整理について賛成していただいての発言と理解させて頂ければと思います。

(伊藤委員) 先ほど私の発言で大分誤解をされたのではないかとありますが、私が申し上げたかったのは、私は井川さんとそう違うことを申し上げているつもりはありません。要するに政策目標については、結局進めている当事者が一体どう思っているかという、まずそのところだと思います。それはこのとおりにやると皆さんおっしゃっている。それから第三者評価、この評議会についても例えば放射性廃棄物小委員会というのが今現実にあります。その放射性廃棄物小委員会が、私たちはこれではとてもじゃないけれども評価できない、あるいはそんな能力は無いと言うのであれば、それは考えなければいけないということです。この政策に沿って現場を進めていくときに、一体やっている人たちがどういうふうに行っているんですか、そのところをオペレーション段階で詳しく議論をするのであれば、そこをきっちりと議論しなければいけないということまでやらなければいけないということ

なんですが、今ここで出ている提言はそこまで踏み込まずに、皆さん一緒にここに同席されて、実施者もいる中でこれに同意されるのであれば、これはこれでこういうことでやっていって成果を上げるということだろうと了解するしかないということをお願いしています。

ですから、時間が迫っているのはよく分かっていますが、私はそう違ったことを言っているつもりはないのですが、どうですか、井川さん。

(近藤部会長) 自分の意見の解説を繰り返す私が一番悪いのですが、もうやめましょう。提案のエッセンスは受け入れられたということで、あえて書き足すとすれば原子力委員会はこれを適切にケアしていくということが分かるようにする、これで放り投げるということではないということが明白であるように書き足すということではいかがでしょうか。よろしいですか。ほかに。

もし御発言がなければ、研究開発の部分、2. 1. 2と2. 1. 3を併せて26ページまでいかがでございましょうか。

(長崎委員) 前回、最後に調整会議の話をしたこともあるので言わせていただきたいのですが、ここの議論をずっと聞いてくると、例えば調整会議は必ずしもまい制度設計になっていなかったのではないのでしょうか。NUMOの技術力をどうやって高めて信頼を上げていくのかというのは非常に重要なポイントではないかという議論があったと思います。それに対して反対の意見は無いということは、恐らくここの場での総意だと思います。

そういう意味で言えば、22ページの一番上の①の「政策大綱に書いている」というのは、連携する、協力するという、そこは確かに重要ですけど、全体を俯瞰して研究開発とか、いろいろなことをマネジメントして何とかしていくのは元来NUMOの仕事であって、こういうふうに国と研究機関が分担してやりなさいという政策はそもそも間違っていたのではないかと私は思います。そう考えると、政策は正しかったという議論は少し違うのではないかと感じる場所があります。

NUMOの悪口を言っているわけではないですが、NUMOが外にオブザーバーでいて、国と三角形の絵があって、何となく三頭で調整して進んでいくというのは、必ずしもうまくいっていないようです。これは方法論ではなくて、そもそもオブザーバーに入っていることは間違っていたというのが結論というか、そういう意見が多かったということではないでしょうか。そもそもこの①は間違った提言だったのではないかと感じるのですが、どうでしょうか。

(近藤部会長) 改善提案が間違っていたと。いいね、若い人は。何が問題かというと、前回、

第1 NUMO、第2 NUMOという話を申し上げたと思いますが、加えて、これらは民間会社です。国のお金で民間に研究開発やらせるのかという問題がありますね。また、特に、国民は従来から国のやる安全研究にこそ信頼を置くという社会的風土がある中で、研究開発はやはり国の機関がやった方がいいのではないかという議論もあります。

他方、事業者たるものは、自らも事業を進めていくために必要な技術課題は何かをアイデンティファイし、自らかだれかにやっていただいて、その成果を事業にいかしていかないといけないのではないか、現状そこが何か他人事になっていやしないかということで、結論として、そこをしっかりとやってよと提言したのです。これに変わる提案としては、例えば、地層処分に係る全ての研究開発費は全部電気料金から直接頂くべきである、そして処分の主催者がその研究開発から主体的にどんどんやってもらうというものがあります。

いまは公益性から国として研究開発はやっていくということで、これをJAEAにお願いしている現状から、そのような提案になっているのです。そしてそのように努力して頂けるならさほど問題が無いと思っていたのですが、なお、批判があるし、あつてしかるべきだという面がある。そして、そこをどうするかについて、システムを直すべきという提案もありますが、事業の主体としての自己遂行能力をビルドアップするべきという提案もあります。ここでは、単なるオブザーバーではなく、研究開発のニーズを自ら提言できるぐらいの技術的能力はなければならないという議論がなされたとは思っています。

最近、「連携」とか「ネットワーク」という表現が多用されているところ、もう少し適当な言葉を探したいと思いますが、心は、少なくとも研究開発のニーズを発し、かつ、それをこなしてパブリックドメインにおいて説明できるような能力をNUMOが持つべし、これがエッセンスだと思います。そういうことを達成できることを目標に研究開発調整会議は運営されるべしということが言いたいことです。それがここでの提案ですが、先生のご提案はそれと違うものでしょうか。

(長崎委員) いや、分かりました。システムを根本から変えましょうということを言っているわけではございません。言いたかったことは政策大綱で書かれた政策が妥当だったかどうか今評価しているわけですが、そこに対して妥当だというのが前提のような書き方になっているようにも感じます。

それから、先ほど部会長が言われたように、そこが心だったと思います。その心を本当にこの2行が言い表しているのか。さっき言われたように3年前に政策大綱ができたときはこれでいいと思っていましたが、環境が変わってうまくいっていません。しかし、この後もこ

の2行が生きるわけです。ここの提言はだれがどう言ってその後レビューするのでしょうか。(近藤部会長) 当然のことながら書いた以上、私どもが責任を持ちますよ。その評価に際してまた、あなたを呼ぶかもしれない。

この紙の書き方は、委員の皆様から意見があり、それについて反論がありということを書き連ねて、その問題の背景説明が読み取れるようにしているつもりです。今説明したようなことをここに記載しておくことによって、政策大綱に書いてある1行はこういう背景があるということが、特に皆さんにホットなトピックスとして議論されたことについてわかる、そういう作りをしています。御発言は大変貴重と思いますので、このやり取りも反映されるようにさせていただきます。

(堀井委員) 先ほどの話と同じ話だと思いますが、提言と言われるものの中に政策大綱はよかった、だけど取組が不十分だから今回こういう提言をするというものと、時間がたって少し見直す必要があります、あるいは追加した方がいいですというものもあるかと思えます。それが混在して1～8まで順番に並んでいると、どれがどれか分からなくなります。そこを構造化して、政策大綱の見直すべき部分とか、付加するべき部分を書き込むのは難しいのかもしれませんが、うまい書きぶりでそこは分かるようにしてほしいです。そういうことでよろしいですか。

(近藤部会長) はい。どうしてもそこに目がいきますかね。第4章を見て、そういうデマケにはあまり注意を集中しないでと申し上げたいのですが、さきほどもうしあげたような考え方で4章はこれから手を入れますので。

(堀井委員) いや、第4章だけではなくて、ほかもそうだと思います。

(近藤部会長) もう一遍見ます。

(井川委員) 大綱の書きぶりは、僕はこれでいいと思っています。こういう役所文書は幅広い解釈ができるようにして、いろいろな人が思いを込められる方がいいので、ガチガチに固まっていると後で融通が利かなくなるという側面もあります。

むしろ提言の中でずっと思っていたことがあります。どの研究分野にいても、今研究者は集まらないんです。早い話みんなやる気が無いんです。研究をやっても、もうからない、食っていけない、ポストはない、将来浮浪者になるのではないか、馬鹿々々しくてやっつけられないということがあるようです。東大だって、どこの学科を見回しても、地震研だって人がいないし、どこのこういう会議に行ったって、みんな研究者が足りないとおっしゃる。研究がどんどん沈滞していくとみんなおっしゃる。自主的にやれと言ったって、どういう課

題があって、どういうふうに立ち向かっていくんだとか、これをやれば何があるんだというのが分からないと、それはなかなかやらないですよ。

僕がずっと言っているのは、NUMOのような地層処分の研究を、もし推し進めるのであれば、ここをこういうふうにやらなければいけないと項目を見せてハードルを高めないと取り組まないですよ。僕は長崎先生に直接申し上げたことはないけれど、陰では言っていますが、長崎先生が部隊を連れてきて、松尾さんに怒られるかもしれないけれども、安全規制当局と組んで、ここまで研究レベルを上げないとお前らにはやらせないぞというふうにどんどん宿題を出していけば、NUMOは一生懸命に研究せざるを得なくなるわけです。将来の安全規制の観点から、安全規制サイドでも、こういう研究が必要だと言われてはいかがでしょうか。JAEAとNUMOしか研究開発をしていないのですが、安全当局もこの研究開発の中に参加してみてもどうかと思います。

(近藤部会長) 山口委員。

(山口委員) 今のお話に関係することです。以前、安全研究の体系化というお話をしたら、部会長からそれについては原子力安全委員会があるので、というお話を伺ったような気がします。20ページから21ページにかけて、より一層分かりやすく国民に説明していくことが必要ですと書いてあって、研究成果を分かりやすく国民に説明すればいいというように読めます。本当にやらなければいけないのは、今、井川委員が言われたように、安全研究をやって、安心してもらうためにはどういう課題があって、どの部分を解決しなければいけないのかという、安全研究の研究開発、経済性を含めた全体像を見せて、それでその中のどこの部分がきちんとできているのかということを示すことではないでしょうか。そうすることが、分かりやすく国民に説明するということではないかなと思っています。以前にそういう趣旨で発言したつもりです。

研究開発というのは学会の場で発表する場合はともかく、専門的な話なので、国民に分かりやすく説明しようと思っても、それ自体はそんなにやさしいことではありません。むしろ全体像をきちんと示して、今のニーズとか、そういうところを分かりやすく説明することが必要だということをクリアに書いた方がいいのではないかと思います。

(近藤部会長) 安全研究については、私は知りませんと言ったつもりではなくて、体系化の努力がなされているということを申し上げたつもりです。おっしゃるような意味で体系化がなされ、そのことについておっしゃるような意味で学会等に発信をしていくということが大事だと思っています。

(石樽委員) 今の御指摘に関連しますが、前半の議論であった相互理解の促進というようなことから見ても研究開発を、透明性をもって進めるということは非常に重要であって、透明性というのは最後の結果だけを出して、だから安全ですよという、それだけの話ではないと思います。なぜこういう研究が必要で、それが実は規制と推進とどうかかわっているか、透明性を初期の段階から確保しながら進めていただくことが非常に重要ではないでしょうか。

それに関連して多少各論的になりますが、先ほどの話で規制と推進の話があると思うんですが、研究面でも規制と推進をある程度分離すべし、そういう議論は海外でもあるし、私も多少そういう議論をしたことがあります。ただ、廃棄物の場合はここをクリアに、これが規制で、これが推進ですというような形に分けにくい。分けられる部分もあるかもしれませんが、基盤的などころというのは共通ですから、そういうことを考えると、やはりいかに透明性をもって研究開発あるいは技術開発を進めていくかが重要かと思います。だから、先ほどの調整会議の話も、私等は調整会議の中身がよく見えないというところがあります。どこかのホームページを見れば出ているのかもしれませんが、そういうところがあります。

それから、話が逸れるかもしれませんが、ここの中の議論で併置処分の問題があります。これは私の理解では技術的な研究課題が幾つかあると思っているわけです。どういう課題があるかということは既に示されているわけですが、今どういう形でこれを克服しようとしているのかというところがなかなか見えません。今までは、これはあくまでも選択肢の一つである、そういう位置付けだったと思います。ですが、今回NUMOが実施主体に決まったということですから、そういう取組についても一般の人に見えるような形で進めていただくということが必要かと思います。

あともう一つここでの議論があったのは、先ほど井川委員も言われたのですが、リトリバビリティの問題です。これに対する研究開発あるいは技術開発は非常に重要ではないかと思っています。前にもこの場でお話ししたことがあります。規制側は閉鎖までのリトリバビリティの確保を要求しているわけですが、では閉鎖はどのように行うのか、何年掛かるのかということも必ずしも今の時点では明確ではありません。リトリバビリティの議論は状況によっては閉鎖を更に超えてという可能性も、フランスは100年と言っているわけですから、それはどうなるか分かりませんが、そういう可能性も含めているので、やはりこれもきちっとこういう研究、あるいは技術開発を進めているんだ、あるいは進めていくのだということを見せていくことが非常に重要ではないかと思います。以上です。

(近藤部会長) 一つ目の透明性の問題は石樽委員から見て、何だか中身が分からないとおっし

やられると大変困ってしまうわけです。それほどまでに不透明であったかということですが、そこは検証しなければなりません、しかし大事なことをおっしゃっていると思います。それは強調していくべきことだと思います。

安全研究と、推進研究という言葉があるのかどうか分かりませんが、これを分離するというのはやや短絡的な議論だと私は理解しております。海外でなされている議論も含めて研究者の問題、つまり研究成果についてもだれがやったかを信頼するところがあるので、研究者がいわば推進側とされる組織から研究費をもらって安全に役立つ研究をしても、なかなか信頼されないという社会的構造があるということです。そういうことなら、もったいないから、分離してやったらいいではないか、そういう整理がされているということだと思います。

最近でも、日本の原子力安全委員会の耐震の審査、判断にかかわる知見を提供するということに関して、その方がどこから研究費をもらったかが問題だ、世間から疑念を持たれるという議論と、そんなことで知見の価値が変わるものではない、そういう費用で研究しているということを明らかにして発言する限り、意見として議場にあることを拒否する必要はないのではないかという議論があります。たしか、薬事審議会等、行政判断に係る部分については利害関係者の排除としているので、それに整合的であるべしという意見もあります。私はAイコールBというサイエンスの結論は安全研究であった、何研究であったからということで差をつけるべきではないと考えたいのですが、そこはきちっと議論したらいいいと思っています。

(石博委員) 私は分離すべしと言っているわけではないです。むしろ透明性が必要ですということですよ。

(近藤部会長) 透明性の重要性は仰るとおりだと思います。

また、併置処分につきましてはおっしゃるとおり。併置処分可能であるということで進められたところですが、可能という判断のレポートも委員会が書いたレポートであり、そこにも幾つか課題が書いてあります。これはきちんとフォローアップなされていなければならないし、私どももフォローアップしていきたいと思っています。なお、一般論として10年、20年後になされることについて、現在の知見で判断したことがそれを根拠に自動的に推進されるのが合理的というのはほとんどあり得ないとむしろ考えるべきであって、したがって引き続き研究開発を進めることが重要と思います。

それから、リトリバビリティについては、この席で各国の理解を整理して、問題点も整理できたと思っています。閉鎖後のリトリバビリティについて、我が国の土木工学をもってす

れば必ず可能だということは言うまでもないことでもあるわけです。そのところは制度論の中で、どこまで事業者のリスクマネジメントの観点から準備をしていけばいいかという、そういう線引きをして議論をしないと無限地獄に陥ってしまうということをここで申し上げたつもりです。ただ、先ほど井川委員がおっしゃられたように、この報告書案に、ここでせっかく議論したことのまとまったものを書いていないことについては、問題であり、そこは直したいと思います。

ほかに。

(山名委員) 今の技術開発体制の問題についても一言言わせていただきたいと思います。今、地層処分の研究開発体制について我々が一番懸念すべきことは、研究開発が長期化していくことによって、研究の中身が陳腐化していくとか、停滞していくとか、刺激を受けないとか、そういう問題であるように思います。

こういった国益に沿う極めて基本的な研究開発を国の研究機関がやるのは当たり前のことで、その研究能力に期待するわけです。こういった研究が日本で最初に始められたときというのは、国の研究機関による努力に負うところが多いわけです。20年ぐらい前は、地層処分研究なんて何もなかったんです。そこに一生懸命に努力されて研究を進めてこられました。そして、実施主体ができました。候補地が見つからない状態で、技術開発が国の研究機関を中心に行われていったときに、一番怖いのは、その研究自身が何となく惰性的になっていくとか、陳腐化していくとか、ある種のスピード感を失っていくということです。

一つの例を申し上げますと、再処理技術の歴史があるわけです。再処技術は動燃事業団で最初やって、いろいろな苦勞をして技術を蓄えました。日本原燃という実施主体ができたけれども、最初は何となくノロノロとしていましたが、実際に事業が始まると非常に力が上がってきました。そして、国の研究開発でためたものも要求するようになりまして、今は両者が一緒になって取り組んでいるという歴史があります。

ただし、そこで残念なのは時間遅れが生じることです。その二の轍を処分で踏んではいけないわけです。そのためには常に実施主体の感覚でプラクティカルな事業性を技術の開発に持ち込みながら、陳腐化しない体制を組んでいくということが一番大事だと思います。

この議論の中で何度か指摘されたように、NUMOに技術性が足りないのではないか、これは明確に報告書(案)に書かれているから、きっと努力してくださると思います。大事なのは、JAEAがここに書かれている体制の中でいかに自分たちの研究を陳腐化させないでスピーディに大事なことを重点的に進めていくか、それを政府がきちんと監視してやらせる

ことが一番大事だと思います。そのためにはどういう手法が大事であるかという、例えばこの研究調整会議というのはJAEAと国が主体に取り組んでいるから、これをだれかが学術的な観点から厳しく監視する、戒める、提言を行うことが要るのかもしれませんが、NUMOがこの枠の中に一步入ってくるということで、研究開発にビジネス性というか、プラクティシティを入れ込んでいく体制にもっていくべきだということを、政策評価としては提言する必要があると思います。

ここに書かれている提言の中でそれが読めるかという、一層の連携強化、人事交流等やりなさいということは、まさにNUMOとJAEAがもっと入ってきなさいということを行っているから、今私が言ったことの半分は入っていると思います。ただ、この研究体制自身がもっと刺激を受けて、きちんとやっているとようなことを保証する政府の制度については何も言っていないので、そのことを一つ言う必要があるのではないのでしょうか。

これは技術的な第三者機関なのか、私は具体的な手法は今思いつきませんが、そのことを一つ④か何かで付け加える必要はないかということ提言させていただきたいと思います。(近藤部会長) ありがとうございます。今の点に関しては、資料第1-1の14ページの絵には大学と有識者からの意見という矢印はあるのですが、組織としては整備されていないようです。おっしゃるような意味でこの活動について評価し提言をする機能を作ることが必要かと思います。評価機関、提言機関がはやりで、屋上屋を架す可能性が無いでもないけれども、ここについてはどういう意味の評価というか、当事者の思い入れだけで研究をやっているのではない、ということが適切に説明できる仕掛けを持とうとしているか、どうでしょう。渡邊さん、一言あれば。

この点は、さっき申し上げた、いわゆる第三者機関が発言するには非常にいいテーマとも思うので、工夫して先ほどの中で読めるようにしてもいいのかと思います。山名さんの御意見は非常に重要と思っています。渡邊さん、何か一言ありますか。

(渡邊室長) 常ににらみを利かしていただくというのは、間延びさせないという山名先生おっしゃったような視点からも重要だと思います。ただ、現状認識のところは皆さんどこまで一緒かどうか分からないのですが、評価以前の問題として、私が冒頭申し上げましたし、その後もどなたかおっしゃっていたと思いますが、何のために技術開発をやっているかという、これは最終的に処分実施主体であるNUMOが安全かつ着実に処分事業を進めるためということに尽きると思います。そうすると、実施をしていく主体が将来にわたってどういう技術が必要か、ということがまずありきではないのでしょうか。だから、どういうニーズが、どう

いうタイミングであるのか、そこをはっきりさせて、それに対して初めて国なり J A E A が基盤研究という形で応じていく、こういう流れをしっかりと作っていくことが、まず重要と思います。そこが適切にできているのかというところがあるものですから、そこをしっかりとやっていくことを考える必要があるのではないかと考えています。

(近藤部会長) 国側の決意表明と承っていいですね。山名さんの提案にあった機能を整備する決意表明がなされたということでもいいですね。

(山名委員) 技術評価というのは極めてクールでシビアなものであるべきです。ピアレビューでもいいし、海外の目でもいいし、だめなものはだめということも大切です。論文幾つ出しているのかとか、きちんと評価できる体制を置くというのは、技術がシャキッとする最も有効な手段です。今のは私には決意表明には聞こえませんでした。技術性を維持するための具体アクション、大してお金は掛かりませんが、これを国として動かしていただけるものだと理解させていただきます。

(近藤部会長) NUMOは、海外の有識者を入れたレビューコミッティを持っておられるとか、努力しておられることは既に御説明いただいたところであります。それについて、よりいいものを考えるか、あるいは今の御発言を踏まえて、多分、改良・改善をされると思いますけれども、何か御発言いただいても結構ですが。

(山路理事長) NUMOの技術力につきましては大変御心配やら御不安をこの会議での御意見として頂きました。NUMOでは文献調査と概要調査につきましては、なんとか私どもの現状でいつでも対応できるのではないかと考えております。しかしながら、御指摘いただきましたように研究開発のところではNUMOの希望する技術が適切に開発されているかどうかとか、それから体制の問題でございますが、技術をきちっと継続的に保っていけるのか、こういったような問題につきましては御指摘のとおりでございます。体制の強化を適切に実施していけないといけないと思っております。

しかしながら、皆さんの御支援を頂きまして、技術の開発につきましても海外を含めましてやっていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

(近藤部会長) 古川さん。

(古川委員) 消費者団体の者として皆様の議論と外れるかもしれません。申し訳ございません。これから午後東京都の消費者月間の実行委員会、29団体が参加している会があり、それに出席させていただくのですが、原子力委員会の評価部会に出席しているというだけでも、浮

いてしまうと申しますか、そういう状況です。先日もある団体の会長さんが、原子力施設を見学に行ったけれども、事業者は安心だ安心だと言うけれども、何が安心なのか分からないと言っておられました。それが消費者の目から見た実感ではないかと思います。

先ほど井川委員から、施策は結果で評価されるというお話があり、未だ高レベル廃棄物の処分候補地も決まっていないという状況にあることが指摘されました。国民の理解を得るといふ点から考えた場合、先ほど松田委員からオーケストラというお話がございました。これらを踏まえ、私が今感じているのは、原子力は怖い、危険だという固定観念を破る名指揮者、リーダー、責任を持って言える存在、熱意を持って言える存在がいらっしゃれば、私ども一般消費者ももっと関心を持ち、原子力は怖いというイメージをなくして安心して理解する人が増えると思うのです。そういう顔が見えてほしいです。マスコミを通してでも結構ですが、そういう存在、そういう人を望んでいるということを今実感しております。以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。そういうすばらしい顔の人がいると世論が動くという社会は恐ろしい社会という思いが身に染みついているものだから、にわかには首を振れないですが、是非勉強していただきたいと思います。

(古川委員) 双方向のコミュニケーションが大切だと思いますが、責任を持って説明して下さるリーダーの顔が全く見えてこないというのが、実感です。

(近藤部会長) そういう思いも私どもは持っていますので、心持ちはすごく分かるけれども、工夫のあり方については、そういうことで、すこし考えさせてください。

(古川委員) 私ども消費者団体ももう少し逃げないで受けとめて考え行動していくべきではないかと思って、私も、私どもで発行している新聞に、エネルギーという点から、原子力について書きました。今度は原子力を知らなければいけない、知る必要があるということで今原稿を書いています。国民がエネルギーの自給率が低い事、原子力の事等にもっと関心を持ち、どうすれば良いか一人一人が自分達の問題として考えて選択していくために、私共消費者団体が、大切な事を提言してゆければという思いを強くしております。以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。

(出光委員) 先ほどの技術の伝承の話をもう一個追加したいと思います。先ほども研究開発でスピード感が大事だという話が出ました。技術の伝承も必要だという話で、ただ1点注意しておきたいと思います。例えば、技術を開発しましたというのを報告書だけで残したり、ペーパーで残して、あるいは特許で残してというだけではだめだと思います。いろいろな企業の話を知るとそういう報告書があるからいいやとか、図面があるから後で作れるだろうと思

って、リストラで人を切ってしまうって、後でさあ作ろうと思って図面を見ても、その図面が理解できない、そういう状況がよくあるそうです。最近、企業が考え出したことは、そこに伝承する人を置いていかなければいけないという話であります。技術を残すことに関しては、書き物だけであったり、データだけではなくて、人をちゃんと残していく、そういうことを考えていただきたいというのを1点追加しておきたいと思います。

もう1個、先ほど市民に伝えるという話もありましたが、的確に表していただいています。原子力とつくだけで怖がられるという状況を何とかしないといけないということがあります。そもそもこういう話が出てきたのは、東洋町の話があって、あの後みんな腰が引けてなかなか手が挙がらなくなっていると思います。次に手が挙がったときに東洋町と同じことを起こさないためにいろいろなことが提案されてきていると思いますが、本当にそのとおりに機能するののかということをもう少し考えなければいけないのかなと思います。

例えば以前言ったと思いますが、東洋町の一連の出来事があったときに、国民が注目していました。そのときに正しい情報を伝えるチャンスだったわけですが、それをうまく生かせなかったわけです。井川さんいらっしゃって申し訳ないですが、報道関係者も、祭り騒ぎだけを報道していて、何が危ないのか、そういう本質的なところが伝わってなかったと思います。反省点としては何を伝えなければいけないのか、いろいろな情報がそろってきておりますから、国民の視線が向いたときに、そのチャンスを逃がさないように適切に正しい情報を伝えるための準備をしておくことが必要かと思います。今までも準備をしていたのかもしれないけれども、それがうまく機能しなかったわけです。次にそういう手が挙がったときにはそういうことが適切にできるように、そういう手立てを採っていくことがこの報告書（案）の中から読み取っていけて、そういうふうに対処していく必要があることが分かればそれでいいと思います。以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。まさにそのことを踏まえて放射性廃棄物小委員会は今後の方策を決めたのだと思います。そのことが読み取れないとすれば、この報告書（案）に書かなければならないと思います。今の御発言は貴重な意見と理解します。

さて12時になってしまいました。ほかに御意見お持ちの方。

(石博委員) 管理処分を行う廃棄物についてのところがまだ終わっていないと思います。このトーンは読ませていただくと幾つに分けて書いてありますが、基本的には政策大綱の方針に沿って進められているから問題なしと私には読めるんです。確かにゆっくりではありますけれど、それなりにいろいろなことが進展してきているということで、そういう点ではこの

文章はそれに合わせて書いておられるということだと思います。

ただ、ちょっと気にしていますのは、これは原子力委員会の方針だと思いますが、日本はもともと発生源別に細かく廃棄物を分けて、それで整理し、検討する、そういう手法を採ってきたわけです。しかも、それぞれ分類されたものの検討のフェーズが必ずしも同じではなくて、あるものは早く、あるものは遅くとか、そういうこともあります。それから、廃棄物を規制している法律が違ふ、あるいはかかわる省庁が違ふとか、相違がいろいろあるわけです。一番私が気にしているのは最後の処分のところですが、先に申し上げたようなことが原因となって、今、議論を進められて法整備とか言っているわけですが、最後の処分が非常に不合理な処分という形にならないようお願いしたいと思います。この点については、どこかに書いてありましたが、原子力委員会が一元的な合理的な処分、そういう方針を打ち出しておられるわけですから、最後のところまできちんと監督、指導を行っていただきたい。さっきの井川委員のお話にもありますが、終わりがよくなければよくありませんから、終わりよければすべてよしという形をお願いしたいと思います。その確認だけです。

(近藤部会長) 分かりました。大綱にこの一文を書くのに大変なすったもんだがあったわけです。行政に指図するようなことを書くなという御指摘もありましたが、ここはあえて大方針として合理的な観点から一元的な取組がなされるべしと書いて、既に国会でもこのワーディングを引いて各省庁がいじめられているという状況にもあるわけです。ですから、おっしゃることについて、具体的な課題について、取組について、この方針が貫徹されるように私どもも目配り、気配りしていきたいと思っております。具体的に個々にこういう問題があるということについて、承っている部分もありますが、それはまさにこの方針に照らしてきちんとやっていただくというふうに私どもも発言していきたいと思っています。したがって、何かあれば問題提起していただければと思います。

(山名委員) 今の石樽先生のお話を聞いて感じたのですが、34ページの一番下に②の意見に対するコメントというのが書いてあります。原子力委員会「総司令部」うんぬんの意見の下に「発生源別に整理することは処理・処分の面からは分かりやすい方法です。実際的な方法です」。これは政策大綱を否定しているようなコメントに見えますがいかがでしょう。

(近藤部会長) そういう御意見もここでありました。

(山名委員) そういう反対意見も書いたということですか。

政策大綱で書いているように、一元的に、合理的に管理しようと、石樽先生もおっしゃって、まさにそのとおりだと思います。この問題はこれから数年後ぐらいに大きな問題になって

くるはずですが、これに対して政策大綱の非常に高い理念に対して結構ネガティブに見えるので、特に目立っているように思いました。

最後の評価も「検討を行っています」と進行形で書いてあるだけです。この政策評価部会としては一元化に向けた具体的評価のアクションを一步進めようとして書いていただきたいと思うのですが、これはなぜこういう表現になっているのでしょうか。

(近藤部会長)そこは、こういうことかと思えます。こうした取組に関しては、現実当事者が問題意識を持って取組をしようというモーメントを持たない限り、動かないわけです。美しき理念の下に美しき入れ物を作ろうといっても人々は第一義的には自分の問題解決のためにはしか動かない。ですから、緊急度に応じて順序ができてくることは仕方がないと思えます。そこで、戦略論としては、具体的な動きは個々に行われるという現実を踏まえて、いつも「一元化」が大事だということを言い、実施にあたって前後左右と整合的に行われるように誘導していく。大事なことは発生者ではなくて、ゴミの様態によってこそ処分は科学的、合理的になされるべき、それを憲法にして様々な取組がなされるべきということについて、いつも我々はモニターしていくことで責任を果たしていきたいと言っているわけです。

だから、そのことを強調して解説をちゃんと書いて、その心を踏まえた対応策の検討がなされるように尻をたたいて原子力委員会はやっていく、いまはそれを書くべきだという判断と思えます。

(山名委員)大事なものは政策大綱を出してからここ3年、この大きな目標に向かって具体的にどういうアクションがあって、これから何をやるかということです。政策的に、ここに書いてある各省庁の取組というのは、一元化だけのためではなくて、廃棄物の規制をクリアにしていったものも書いてあるんです。それに向かって今急ぐ必要がなくて、例えば二つの法律があっても、その法の運用で当面妥当にいけるとか、長期的にその合体も考えましようとか、何か具体的なアクションについての表現があってしかるべきです、本来。原子力委員会としては、一元化は大事だという方針を出したのですから、それを各省庁がどういうふうを考え、今後をどう思っているかを評価する必要があると思えます。それが4番の評価のところでは少し弱いかなという印象を持っています。

(近藤部会長)分かりました。この文章では記載不十分ということで少し工夫させていただきます。実際は委員会としては、悩みを聞き、共有しつつ、検討する際には、この方針で検討してくれということをお願いしてきているつもりでございます。

(松田委員)繰り返しになりますが、放射性廃棄物に市民の目線から現場にかかわってきて今

思うのは、国民が知りたいと思っていることに対して古川さんがおっしゃったように、顔の見える中立的な存在が非常に大事です。

高レベル廃棄物は東洋町のことを含めて、今スピード感が必要です。現場との感覚でスピード感が必要です。そうすると学協会という話の中で、具体的に学協会に問題を投げても解決できないと思いますので、学協会がうまく動いていくような中立的な機関としての動きがうまくいくような準備会というか、WGを是非御検討いただければというのが委員としてのお願いです。

(近藤部会長) 繰り返しになりましたね。

(松田委員) はい、そうです。

(近藤部会長) 中立というのはほとんど定義のしようがないこと、そこはいろいろに学習してきているのではないのでしょうかね、でも、そこが論点なので、大事なことは検討するということを申し上げたので、それでよろしいですね。

ほかに。

(伊藤委員) 今回一番議論が多かったのはいかに国民に理解を得ていくかというところだったと思います。それが集約されたのは38ページ、39ページの「地層処分を行う放射性廃棄物」の1、2、3、4だと思います。確認したいのですが、PDCAサイクルを確実に回していくために、チェックするための成果目標なるものが必要です。このところはやはりこの中にしっかりと入っているということをまず確認したいということが1点。

2点目は、②のところの情報発信の在り方です。情報発信の内容と同時に、これは議論でもありましたが、情報を伝える主体と伝えられる主体の出会いの場を適切に設定することが非常に大事です。在り方の中にはこれが入っているのでしょうか。

以上の2点を確認したいと思います。当事者として、実際にやっていく方からそこを伺いたしたいと思います。NUMO、いかがですか。

(山路理事長) 放射性廃棄物小委員会でまとめられました取組の強化策につきましては、いろいろな理解活動、いろいろ施策が出てきています。それにつきましては委員が御指摘のPDCAを回しながら効果の無いものは別のやり方に変えるとか、そんなやり方を定着化させていきたいと思っています。

それから、私どもは、国と電事連と連携しながら力を合わせてしっかりと最終処分候補地が確保できるように頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく御指導いただきたいと思います。

(近藤部会長) 渡邊さん、何かありますか。

(渡邊室長) おっしゃった問題意識は当然思いますし、私どもがやっていく活動の中でそういうことを意識してやっていきたいと思っております。

(近藤部会長) 時間が過ぎましたので、今日はこれまでにいたします。今日は大事な意見をたくさん頂いたと思います。私どもも、もう一度、虚心坦懐に何を期待されているのか、何を御批判されているのかについて議事録を用いながら、それを是非報告書(案)に反映していきたいと思います。なお、こんな議論をしているようでは、とても終わりとは思えないという御意見もあるかもしれませんが、事務局としては、マテリアルを用意して御意見を頂きたいということを申し上げているわけですから、紙に書いて意見を頂かないと皆様の思うものに近づいていかないわけであります。今日のこの雰囲気は記憶から消えないうちに、お考えのところを紙に書いて事務局にお出しいただくと大変ありがたいと思います。

そういうことで今日は終わらせていただきます。皆様から頂きました御意見を踏まえて、これを書き直しまして、もう一度皆様にお送りしまして、御意見を頂いた上で、最後に、私の責任でパブリックコメントにかけたいと思います。1週間ぐらいで御意見を頂くと大変ありがたいです。それを踏まえて書き直したものをもう一度お送りして、お返事を頂き、7月の頭にはパブコメができればいいかと思っていますので、もうひと頑張りして御意見を頂ければと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、大変ありがとうございました。今日はこれで終わらせていただきます。修正文をこちらからお送りしますところ、よろしく御協力のほどお願いいたします。

次回は書面のやり取りになりますが、パブコメが終わった段階で開催したいと思います。8月上旬になる可能性が高いかと思っています。

どうもありがとうございました。